

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注5) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルンジ	貧困農民支援に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	150,000千円 H25.3.31まで	H24.3.2 ブジュン ブラで (同日)	日本側 高田聡久在ブルンジ大使 ブルンジ側 ローロン・カ ザテクレ外務・国際協力大臣	H24.3.21 77号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。